

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公開番号】特開2001-275968(P2001-275968A)

【公開日】平成13年10月9日(2001.10.9)

【出願番号】特願2000-96087(P2000-96087)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 B 3/028

【F I】

A 6 1 B 3/02 A

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月26日(2004.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

視標を呈示して被検者の視力を検査する視力検査装置において、等比級数にて表される対比視標であって同一視力値段階のものが複数個用意された視標の一つを選択的に呈示する視標呈示手段と、呈示視標に対する被検者の応答結果を入力する入力手段と、呈示視標に対する応答の正誤に基づいて次に呈示する視標を順次定めるプログラムを記憶する記憶手段と、該プログラムに従って前記視標呈示手段を制御する視標呈示制御手段と、ある視力値段階における応答の正答率から被検者の視力値を求める演算手段と、を備えることを特徴とする視力検査装置。

【請求項2】

請求項1の視力検査装置において、前記プログラムは過半数の正答が得られた第1視力値段階に属する全ての視標と該第1視力値段階より1段階高い第2視力値段階に属する全ての視標を呈示するステップを含むプログラムであり、前記演算手段は前記第1及び第2視力値段階の正答率から視力値を算出することを特徴とする視力検査装置。

【請求項3】

請求項2の視力検査装置において、前記プログラムは前記第1視力値段階に属する全ての視標を呈示した後に前記第2視力値段階に属する全ての視標を呈示するステップを含むことを特徴とする視力検査装置。

【請求項4】

請求項1の視力検査装置において、さらに前記演算手段により求められた視力値を表示する表示手段と、該表示手段に表示する視力値を対数視力値の形式と少数視力値の形式とに相互に切替える切替手段と、を備えることを特徴とする視力検査装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(1) 視標を呈示して被検者の視力を検査する視力検査装置において、等比級数にて表される対比視標であって同一視力値段階のものが複数個用意された視標の一つを選択的に呈示する視標呈示手段と、呈示視標に対する被検者の応答結果を入力する入力手段と、

呈示視標に対する応答の正誤に基づいて次に呈示する視標を順次定めるプログラムを記憶する記憶手段と、該プログラムに従って前記視標呈示手段を制御する視標呈示制御手段と、ある視力値段階における応答の正答率から被検者の視力値を求める演算手段と、を備えることを特徴とする。

(2) (1)の視力検査装置において、前記プログラムは過半数の正答が得られた第1視力値段階に属する全ての視標と該第1視力値段階より1段階高い第2視力値段階に属する全ての視標を呈示するステップを含むプログラムであり、前記演算手段は前記第1及び第2視力値段階の正答率から視力値を算出することを特徴とする。

(3) (2)の視力検査装置において、前記プログラムは前記第1視力値段階に属する全ての視標を呈示した後に前記第2視力値段階に属する全ての視標を呈示するステップを含むことを特徴とする。

(4) (1)の視力検査装置において、さらに前記演算手段により求められた視力値を表示する表示手段と、該表示手段に表示する視力値を対数視力値の形式と少数視力値の形式とに相互に切替える切替手段と、を備えることを特徴とする視力検査装置。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0067

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0067】

以上の実施形態では省スペースにて視標の呈示が行える視力検査装置を例にして説明したが、これに限るものではなく、電気的な制御により視標を個別に呈示できる視力検査装置であればよい。